

不登校児童生徒等支援推進事業
「こどもの居場所・フリースクール」

こども政策課

1 要 旨

不登校児童生徒の増加から、学校以外の多様な学び場・居場所の必要性が高まっており、その一つが民間のフリースクールです。市内に（不登校児童生徒や保護者のニーズに合う）フリースクールが少ないことや利用に伴う経済的負担が課題となっています。

このような中、おやまこどもプラン（令和7年3月策定）において、「多様な学びの機会や支援体制の充実」として、フリースクール等の様々な居場所の選択肢を増やすこと等をあげており、実施計画（令和7～11年度）では令和10年度にフリースクール開設としています。

2 こどもの居場所・フリースクールについて

①こどもの居場所

こどもの居場所とは、こどもたちが学校や家庭以外で、安心して過ごせる場所、自分らしくいられる場所、学びの場所とされています。

（居場所の例）

- ・こども食堂
- ・放課後子ども教室
- ・児童館、児童センター
- ・フリースクール
- ・街中の居場所（商店、カフェ等） ※たまりばネットワーク（民間支援団体）が活動開始
- ・地区公民館 ※栃木県教育委員会が実証実験を開始

②フリースクール

フリースクールとは一般的に、不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設を言います。その規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されています。（文部科学省ホームページ）

要件を満たすことで、学校の出席として認める制度「出席扱い制度」があり、在籍校の校長が判断します。

フリースクールも多様な学び場・居場所の1つであり、不登校児童生徒や保護者から、一定のニーズが見込まれます。

【参考】COCOLO プラン <文部科学省 R5.3月>

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策

目指す姿1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えます

1. 不登校特例校(学びの多様化学校)の設置

※COCOLO プランに“NPO やフリースクール等との連携強化”との記載あり。

2. 校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)の設置

3. 教育支援センターの機能強化

※COCOLO プランに、教育支援センターについて、“NPO やフリースクール等との連携強化”との記載あり。

4. 高等学校等

5. 多様な学びの場、居場所の確保

⇒クラス替え・転校等への丁寧な相談、オンライン指導、学校・教育委員会・NPO・フリースクール等との連携強化、学校や家庭以外の多様な居場所づくり、夜間中学、公民館・図書館等の社会教育施設活用

フリースクールは民間主体の教育機関であり、COCOLO プランにおいては、教育委員会等とは「業務委託等」の関係、不登校特例校とは「人事交流等」の関係が示されています。

フリースクールと教育委員会の関係性は、以下のように整理できます。

- ・連携・強化関係 ・業務委託関係
- ・利用者(保護者)への補助金交付 ・事業者への助成金交付
- ・公設民営:大阪府池田市 全国初のフリースクール「スマイルファクトリー」(公共施設内)

3 フリースクールの導入及び施策について

①コンセプト・対象者

市でフリースクールを導入する場合、フリースクールの類型を検討する必要があります。

- ・学校復帰型:不登校の児童が学校へ復帰するための支援を行う。適切なサポートやプログラムを提供し、復学を促進する。
- ・学習支援型:学習障害や学習困難など、主に学習面での支援が必要な児童生徒に対して、学習支援や個別指導を提供する。
- ・特別ニーズ型:知的、身体的、感覚的、精神的な障害を持つ児童生徒全般に対して幅広く、専門的な支援を提供する。特別ニーズ支援型は、異なる種類のニーズに対応する包括的なアプローチが必要とされる。
- ・居場所型:不登校や社会的に孤立している児童生徒に対して、「生きる場所」や居心地の良い環境を提供する。コミュニケーションやサポートを重視。

※上記以外にも、カリキュラム重視型、自由学習型、遊び中心型、自然体験型などの類型があります。また、それぞれの複合型も考えられます。

※通所型、オンライン型、アウトリーチ型（訪問支援型）、また、それぞれの併用型も考えられます。

②施策の方向性

a.未利用施設等を活用した新規設置（公設民営・民設民営）

利点：フリースクールとしての専用利用が可能。

公設民営の場合、市の方針に沿った内容にできる。

課題点：費用負担が大きい（利用者数が見込めない中での費用対効果）。

立地・アクセスが制限される。

事業者の募集・選定が難しい。

b.既存施設等を活用した機能拡張型の設置（公設民営）

（例）児童センター、学童保育の未利用時間帯や一部スペースの活用 等

利点：利用者数が見込めない中で、試験的に実施が可能。

費用負担を抑制できる。

課題点：既存施設の利用に伴う制限（法的、面積、内容）がある。

立地・アクセスが制限される。

事業者や人材育成が課題となる。

c.民間フリースクールへの開設・運営補助金

現在、確認できる市内のフリースクールは5カ所あり、③・④・⑤は令和7年度に新たに開始されています。新たな事業者を市内に誘致するための開設費用補助や、運営を支援するための運営費補助も考えられます。

①鹿島学園高等学校 通信制 小山キャンパス内 「おるたの家」 小山ルーム

②成美学園高等学校 通信教育連携協力施設 小山校 フリースクール

③個別指導塾 スマイルアシスト（場所：花垣町、塾長：黒木 久美子）

④総合学習塾 Vi Pass（場所：大字神鳥谷、代表：福本 佳之）

⑤est（エスト）（場所：大字神鳥谷、代表：岡安 高志）

d.利用料補助金

フリースクールの利用料や交通費が、経済的負担や利用の妨げになっていることから、全国的に利用料等を補助する自治体が増えています。

（他市事例）5,000円～40,000円

4 教育委員会・学校等との連携

いずれのフリースクールや施策においても、教育委員会、学校、アルカディア、校内教育支援センター等との連携・協力関係は必要不可欠であると考えています。

5 ニーズ調査

不登校児童生徒及び保護者のニーズを調査等により把握する必要があります。

➡今年度、不登校支援室が実施した学校への調査結果からは、教室で過ごすことが難しい児童生徒で、フリースクール等を居場所としている人数は、小・中学校等で、それぞれ10人未満であると推察されます。

6 フリースクールへのアンケート調査(8月中旬～9月中旬)

県内のフリースクール、全国の学校跡地等を活用したフリースクールへのアンケート調査を実施しています。

7 こどもまんなかラウンドテーブル

ラウンドテーブルのテーマとして「居場所・フリースクール等」と取り上げ、意見を伺っていきます。